

『財務諸表分析の実務』に関する追加情報

本書刊行後、新たに収益認識に関する会計基準が公表されましたので、以下のとおり追加情報としてお知らせいたします。

記

◇収益認識に関する会計基準の公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成30年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という）および企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」といい、これらを合わせて「本会計基準等」という）を公表しています。

我が国においては、企業会計原則の損益計算書原則に、「売上高は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り」とされているものの、収益認識に関する包括的な会計基準がこれまで開発されていませんでした。一方、国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）は共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しました。

IFRS第15号は平成30年（2018年）1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年（2017年）12月15日より後に開始する事業年度から適用されています。

本会計基準の概要は次の通りです。

◆開発にあたっての基本的な方針(収益認識会計基準第97項から第101項) (基本的な方針)

当委員会では、収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとした。また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとした。

(連結財務諸表に関する方針)

上記の基本的な方針の下、連結財務諸表に関して、次の開発の方針を定めた。

- (1) IFRS 第15号の定めを基本的にすべて取り入れる。
 - (2) 適用上の課題に対応するために、代替的な取扱いを追加的に定める。代替的な取扱いを追加的に定める場合、国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするを基本とする。
- (1)の方針を定めた理由は、次のとおりである。

- ① 収益認識に関する包括的な会計基準の開発の意義の1つとして、国際的な比較可能性の確保が重要なものと考えられること
- ② IFRS 第15号は、5つのステップに基づき、履行義務の識別、取引価格の配分、支配の移転による収益認識等を定めており、部分的に採用することが困難であると考えられること

(個別財務諸表に関する方針)

連結財務諸表に関する方針を上記のとおり定めたうえで個別財務諸表の取扱いについて審議がなされた。審議の過程では、次のとおり、さまざまな意見が聞かれた。

- (1) 経営管理の観点からは、連結財務諸表と個別財務諸表の取扱いは同一の内容とすることが好ましい。
- (2) 国際財務報告基準(IFRS)または米国会計基準により連結財務諸表を作成している企業にとっては、個別財務諸表も、IFRS 第15号またはTopic 606を基礎とした内容とすることが好ましい。

- (3) 個別財務諸表については、中小規模の上場企業や連結子会社を含むさまざまな企業に影響を及ぼすため、可能な限り簡素な定めとして、会計基準の導入時および適用時のコストを軽減すべきである。
- (4) 個別財務諸表における金額は、関連諸法規等に用いられ、特に法人税法上の課税所得計算の基礎となるため、法人税との関係に配慮すべきである。

この点、次を理由に、基本的には、連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めることとした。

- ① 当委員会において、これまでに開発してきた会計基準では、基本的に連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めてきたこと
- ② 連結財務諸表と個別財務諸表で同一の内容としない場合、企業が連結財務諸表を作成する際の連結調整に係るコストが生じる。一方、連結財務諸表と個別財務諸表で同一の内容とする場合、中小規模の上場企業や連結子会社等における負担が懸念されるが、重要性等に関する代替的な取扱いの定めを置くこと等により一定程度実務における対応が可能となること

◆**範囲（収益認識会計基準第3項および第4項）**

本会計基準等は、次の(1)から(6)を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理および開示に適用される。

- (1) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引
- (2) 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引
- (3) 保険法（平成20年法律第56号）における定義を満たす保険契約
- (4) 顧客または潜在的な顧客への販売を容易にするために行われる同業他社との商品または製品の交換取引
- (5) 金融商品の組成または取得に際して受け取る手数料
- (6) 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を

活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産（不動産信託受益権を含む）の譲渡

なお、本会計基準等では、棚卸資産や固定資産等、コストの資産化等の定めがIFRSの体系とは異なるため、IFRS 第15号における契約コスト（契約獲得の増分コストおよび契約を履行するためのコスト）の定めを範囲に含めていない（収益認識会計基準第109項）。

◆会計処理（収益認識会計基準第16項から第78項、収益認識適用指針第4項から第104項）

➤基本となる原則（収益認識会計基準第16項から第18項）

本会計基準等の基本となる原則は、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである。基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップを適用する。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

以上